

谷川岳危険地区の 登山禁止について

谷川岳は融雪期を迎え、今後、気温の上昇により雪崩の発生が予想されます。

そのため、危険地区への登山が著しく危険と認められることから、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、次のとおり危険地区における登山が禁止されますのでご注意ください。

1 登山禁止期間

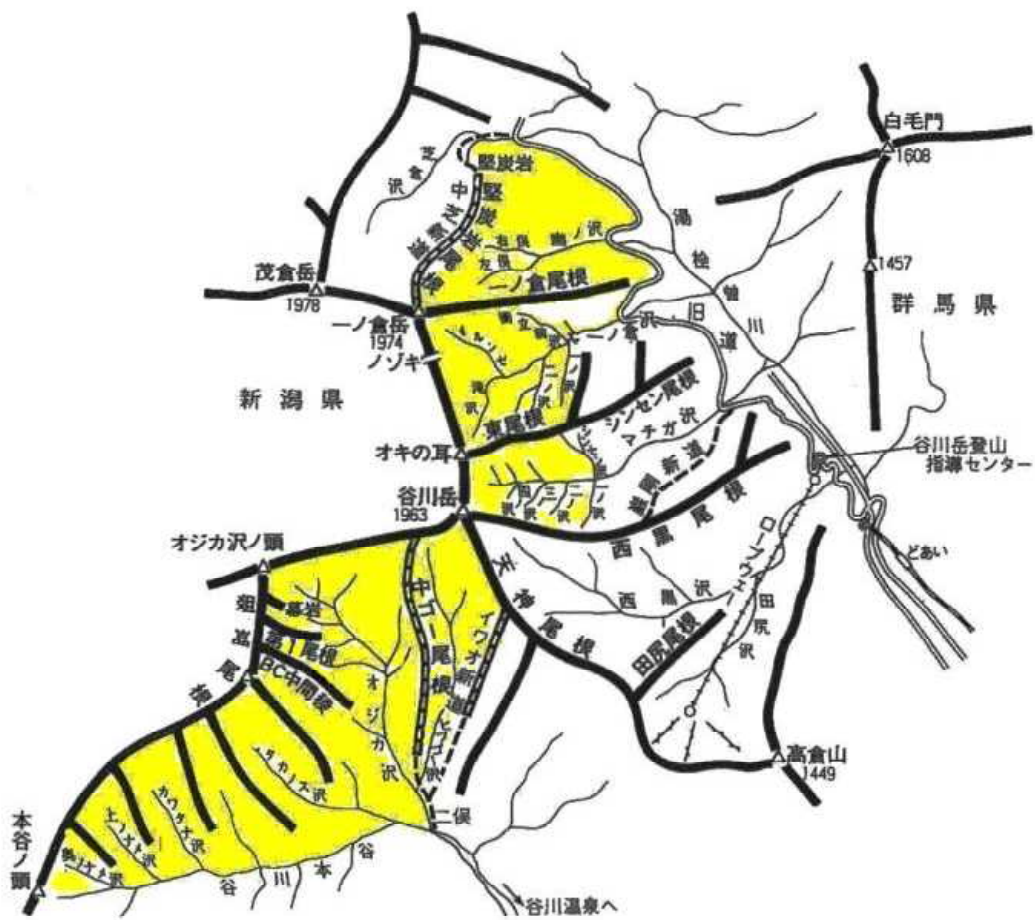
平成31年3月16日（土）から4月26日（金）
までの間（42日間）

2 登山禁止地区

危険地区全域（危険地区図の黄色で示した部分）

3 その他

- (1) 危険地区以外の一般コースは、禁止期間中も登山は可能ですが、十分な準備と体力に見合った登山計画を立て、登山に際しては、登山口等に備え付けの登山カードを必ず提出しましょう。
- (2) 登山禁止に関する問い合わせ先
 - 群馬県谷川岳登山指導センター
0278-72-3688
 - 群馬県沼田警察署谷川岳警備隊
0278-72-2049



危険地区図

